

株 主 各 位

東京都港区三田三丁目1番12号
立川ブライント工業株式会社
代表取締役社長 立川 光 威

第75期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社第75期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため当日のご来場は控えていただきますようお願い申し上げます。当日のご出席に代えて書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年3月29日(月曜日)午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月30日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都港区三田三丁目1番12号 当社本社 3階会議室
末尾記載の定時株主総会会場ご案内をご参照ください。
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 1 第75期(2020年1月1日から2020年12月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2 第75期(2020年1月1日から2020年12月31日まで)計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.blind.co.jp>) に掲載させていただきます。
 - ◎ 当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
-

新型コロナウイルス感染防止対応について

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のためご来場は控えていただきますようお願い申し上げます。

なお、ご出席に際しましては、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場におきまして、感染予防のための措置を講じておりますので、株主の皆様のご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

〈当社の対応について〉

- ・役員および株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- ・1階入口および会場付近に、アルコール消毒液を配備いたします。
- ・座席間隔を拡げるため、座席数を制限いたします。そのため、ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
- ・来場された株主様への会場1階ショールームでの製品説明および飲み物の提供並びに手土産につきましても控えさせていただきます。

〈株主様へのお願い〉

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態や体調等に十分ご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
- ・ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- ・株主総会の議決権行使は、書面による事前行使の方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。

〈来場される株主様へのお願い〉

- ・ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用をお願いいたします。また、ご来場時の検温および手指のアルコール消毒にご協力をお願いいたします。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により社会経済活動が制限され、厳しい状況で推移しました。緊急事態宣言の解除後は、一時的に企業活動や個人消費活動の一部に持ち直しの動きも見られましたが、再び新規感染者が増加する等、世界経済も含めて、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループ関連の建設・住宅業界は、世帯数の減少や住宅の長寿命化等により新設住宅着工戸数が年々減少傾向にある等、厳しい環境となっております。

このような環境の下、室内外装品関連事業においては、多様化するニーズに応じた、より安心・安全で快適な住空間づくりができる顧客満足度の高い製品の開発および新製品の市場浸透を促進するとともに、生産性の向上、収益改善に取り組んでまいりました。

また、駐車場装置関連事業においては、新規開拓に取り組むとともに、既設物件に対する計画的な改修提案や付加価値提案を推進し、製造・施工コストの管理体制強化を進めることにより受注・収益の獲得に努めてまいりました。

減速機関連事業においては、保有技術を活かした製品開発に取り組み、個別受注による成長分野への積極的な提案営業を行い、受注獲得に努めるとともに、生産体制の改善等による収益改善に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は39,980百万円（前期比4.9%減）、営業利益は4,535百万円（前期比3.6%増）、経常利益は4,615百万円（前期比3.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,900百万円（前期比5.0%増）となりました。

なお、セグメントの業績は次のとおりであります。

[室内外装品関連事業]

市場のニーズに応えるべく、スマート家電リモコンとの組み合わせでスマートスピーカーやスマートフォンでの操作を可能にした住宅向け電動製品を『スマートインテリアシェード ホームタコス』として発売し、ロールスクリーン『ホームタコス ラルクシールド』、プリーツスクリーン『ホームタコス フィーユ』『ホームタコス ペルレ』など、電動製品のラインナップを拡充いたしました。

さらに、新型コロナウイルスの飛沫感染防止として有効な『透明ロールスクリーン』を新たに発売したほか、スリムでスタイリッシュなデザインと機能が人気の間仕切『プレイス スウィング』に新たなパネルデザインを追加するなど、付加価値の高い製品の市場浸透に注力しました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響による市場の縮小や営業活動の制限により、売上高は33,962百万円（前期比2.4%減）となりました。営業利益につきましては、販売費および一般管理費が減少し、4,156百万円（前期比8.7%増）となりました。

[駐車場装置関連事業]

昨年度の大規模物件の反動に加え、新型コロナウイルス感染症による新規工事の繰延べにより、売上高は2,701百万円（前期比26.7%減）となりました。営業利益につきましては、製造・施工コストの管理体制強化など継続的な原価低減活動に努めました。売上高の減少等により、227百万円（前期比39.7%減）となりました。

[減速機関連事業]

無人搬送台車駆動用減速機など、当社得意の個別減速機が比較的堅調に推移しましたが、全体では工作機械市況の低迷に加え、新型コロナウイルス感染症による営業活動自粛などにより、売上高は3,316百万円（前期比7.3%減）となりました。営業利益につきましては、継続的な原価低減活動等に取り組みましたが、売上高の減少等により151百万円（前期比14.5%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は1,348百万円で、その主なものは次のとおりであります。

滋賀工場四号棟	831百万円（室内外装品関連事業）
滋賀工場緑化ブロック駐車場	32百万円（室内外装品関連事業）
NC歯切盤	31百万円（減速機関連事業）

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しとしては、建設・住宅業界は、世帯数の減少や住宅の長寿命化等により新設住宅着工戸数が年々減少傾向にある等、厳しい環境が続くことが予想されます。

当社グループといたしましては、引き続き魅力的な製品の開発による需要創造とお客様の視点に立った事業展開に取り組んでまいります。中長期の展望では、リフォーム需要、海外市場など成長分野への取り組みを強化し、競争力の強化に努めてまいります。

以上のように、当社グループは常にお客様に信頼され支持していただける企業を目指し、事業に邁進してまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 72 期 2017年12月期	第 73 期 2018年12月期	第 74 期 2019年12月期	第 75 期 2020年12月期
連結売上高(百万円)	40,105	39,066	42,054	39,980
連結経常利益(百万円)	3,714	3,747	4,443	4,615
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	2,281	2,320	2,762	2,900
1株当たり連結当期純利益	117.23円	119.25円	141.96円	149.04円
連結総資産(百万円)	51,448	53,046	56,381	57,779
連結純資産(百万円)	38,001	39,578	42,197	44,432
1株当たり連結純資産	1,731.64円	1,813.28円	1,941.46円	2,053.92円

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号2018年2月16日)等を第74期の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、第73期の金額は組換え後の金額で表示しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
立川機工株式会社	300 百万円	100.0 %	ブラインド、間仕切等の部品およびカーテンレールの製造販売
立川装備株式会社	300	100.0	ブラインド、間仕切等の取付工事および関連製品の販売
富士変速機株式会社	2,507	55.6	変速機、減速機、立体駐車装置および間仕切の製造販売

(注) 上記の重要な子会社3社を含む連結子会社は8社であり、持分法適用会社はありません。当連結会計年度の売上高は、39,980百万円(前期比4.9%減)となりました。また、経常利益は4,615百万円(前期比3.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は2,900百万円(前期比5.0%増)となりました。

(7) 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

当社グループは、室内外装関連製品、機械式立体駐車装置等の製造販売およびそれらの設計施工を主な内容とし、さらに各事業に関連するサービス等の事業活動を展開しております。なお、主な取扱製品は以下のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	主 要 製 品
室 内 外 装 品 関 連 事 業	ブラインド、間仕切、カーテンレール、内装工事
駐 車 場 装 置 関 連 事 業	機械式立体駐車装置
減 速 機 関 連 事 業	減速機

(8) 主要な営業所および工場 (2020年12月31日現在)

当 社	本 社	東京都港区
	支 店	札幌、仙台、関東（さいたま市）、千葉、東京（港区）、信越（新潟市）、横浜、名古屋、金沢、大阪、高松、広島、福岡
	工 場	新潟（阿賀野市）、滋賀（愛知郡）
富 士 変 速 機 株 式 会 社	本 社	岐阜県岐阜市
	工 場	美濃（岐阜県美濃市）、テクノパーク（岐阜県美濃市）
立 川 機 工 株 式 会 社	本 社	千葉県山武市
立 川 装 備 株 式 会 社	本 社	東京都渋谷区
立 川 布 帛 工 業 株 式 会 社	本 社	新潟県五泉市
滋 賀 立 川 布 帛 工 業 株 式 会 社	本 社	滋賀県愛知郡
タチカワサービス株式会社	本 社	東京都港区
タチカワトレーディング株式会社	本 社	東京都港区
立川窗飾工業(上海)有限公司	本 社	中華人民共和国上海市嘉定区

(9) 従業員の状況 (2020年12月31日現在)

従 業 員 数	前期末比増減
1,243名(478名)	+11名

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は年間平均雇用人員数を()内に外書きしております。

(10) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2020年12月31日現在)

(1) 株式に関する事項

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 40,000,000株 |
| ② 発行済株式総数 | 20,763,600株 |
| ③ 株主数 | 6,397名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
有限会社立川恒産	4,117 千株	21.16 %
タチカワブラインド取引先持株会	1,946 千株	10.00 %
更生保護法人立川更生保護財団	1,331 千株	6.84 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	784 千株	4.03 %
株式会社三菱UFJ銀行	553 千株	2.84 %
立川 光威	498 千株	2.56 %
株式会社りそな銀行	460 千株	2.37 %
日本生命保険相互会社	373 千株	1.92 %
J.P.MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 380578	334 千株	1.72 %
タチカワ社員持株会	307 千株	1.58 %

(注) 当社は、自己株式 1,306千株を保有しておりますが上記の表には記載しておりません。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況 (2020年12月31日現在)
代表取締役社長	立川 光 威	(有)立川恒産代表取締役社長、 更生保護法人立川更生保護財団理事長
常務取締役	竹 中 伸 也	技術本部管掌
取締役	池 崎 久 也	営業部門担当兼マーケティング本部長
取締役	小 野 寿 也	管理本部長兼社長室管掌、 タチカワサービス㈱代表取締役社長
取締役	金 箱 聡	製造本部長代行兼製造管理部長
取締役	神上園 圭 介	法人営業統括 開発営業部長
取締役	栗 原 斉	監査室長
取締役	宮 本 實	
常勤監査役	八 角 和	
監査役	杉 原 麗	弁護士、 ウシオ電機㈱社外取締役(監査等委員)
監査役	芹 澤 眞 澄	弁護士

- (注) 1. 取締役のうち宮本實氏は、社外取締役であります。また、当社は宮本實氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 監査役のうち杉原麗および芹澤眞澄の両氏は、社外監査役であります。また、当社は社外監査役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 監査役八角和氏は、当社内の内部監査部門で業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役杉原麗氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役芹澤眞澄氏は、法律実務家としての経験が相当期間あり、財務および会計に関する適切な知見を有しております。
6. 2020年3月27日開催の第74期定時株主総会において、金箱聡および神上園圭介の両氏は取締役に、八角和および芹澤眞澄の両氏は監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
7. 2020年3月27日開催の第74期定時株主総会終結の時をもって、嘉村成人および高橋勇三の両氏は監査役を任期満了により退任いたしました。
8. 当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。なお当該契約に基づく賠償責任の限度は、法令の定める最低限度であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 9名 146百万円（うち社外1名 5百万円）

監査役 5名 18百万円（うち社外3名 8百万円）

- (注) 1. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2007年3月29日開催の第61期定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております。
3. 監査役の報酬限度額は、2007年3月29日開催の第61期定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。
4. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金の繰入額35百万円（取締役31百万円、監査役4百万円）が含まれております。
5. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金の繰入額23百万円（取締役23百万円、監査役0百万円）が含まれております。
6. 上記のほか、2020年3月27日開催の第74期定時株主総会決議に基づき、退任取締役2名及び退任監査役2名に対し役員退職慰労金10百万円（うち、社外監査役1名 1百万円）を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先と当社の間には特別な関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	宮本 實	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、公平かつ独立の立場から、適宜助言・提言を行なっております。
監査役	杉原 麗	当事業年度に開催された取締役会15回中14回に、監査役会17回中16回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜助言・提言を行なっております。
	芹澤 眞澄	就任後開催の取締役会12回の全て、監査役会13回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜助言・提言を行なっております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に関する報酬

34百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

34百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の子会社である富士変速機株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、会社法第362条第5項に基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関し、その基本方針を下記のとおり決議しております。

(1) 会社の体制及び方針

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は法令及び定款、社内規則の遵守、財務報告の信頼性確保を企業活動の前提とし、その規範として倫理行動指針を定める。
 - ・この倫理行動指針は総務部が中心となり周知徹底並びに維持管理し、その運用においては各業務担当取締役との連携をとり具体策を講ずると共に、研修等を通じた教育を行う。
 - ・当社は取締役が各部門の業務執行の適正を確保する責任と権限を有し、法令遵守と危機管理体制の確立、並びに効率的な職務執行を行う。
 - ・内部監査部門である監査室は、社内規則や倫理行動指針を中心とした業務状況の監査を計画的に行うと共に、重大な不正事案等が発生した場合は直ちに取締役会及び監査役会に報告するものとする。
- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務執行に係る文書やその他情報は、当社の文書規程等に従い適切に保存、管理を行う。
 - また、取締役及び監査役はこれらの文書等を常時閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険管理に関する規程その他の体制
 - ・事業に係るリスクや、法令遵守、品質、環境、災害、情報セキュリティ等に係るリスクは、それぞれの担当部署において把握すると共に、研修等の実施を行い損失の防止に備えるものとする。
- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・社長、役付取締役、及び社長が指名した取締役・部門長を構成員とする経営会議を設置する。
 - ・取締役会は役職員が共有する全社的な目標を設定し、各担当取締役はこれに基づく業務計画を展開すると共に、経営会議及び取締役会において進捗管理を行う。
 - ・職務権限、意思決定ルールを策定し、目標達成へ向けた改善が行われる効率的な仕組みを構築する。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - i. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・当社は「関係会社管理規程」の定めにより、子会社の業務執行に係る重要事項について、報告又は当社の承認を得ることを求め、管理を行う。
 - ii. 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・内部監査部門である監査室は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を当社社長、監査役、並びに子会社社長等へ報告し、必要に応じ改善策の実施への助言、支援を行う。

- iii. 当社社会社の取締役等の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・子会社の取締役会は役職員が共有する全社的な目標を設定し、各担当取締役はこれに基づく業務計画を展開すると共に、経営会議及び取締役会において進捗管理を行う。
 - ・職務権限、意思決定ルールを策定し、目標達成へ向けた改善が行われる効率的な仕組を構築する。
 - iv. 当社社会社の取締役等及び使用人の職務の遂行が法令及び定款に適合するための体制
 - ・会社においては各社長が、各部門の業務執行の適正を確保する責任と権限を有し、法令遵守と危機管理体制の確立、並びに効率的な職務執行を行う。
- ⑥ 監査役が職務を補助する使用人を求めた場合の体制、及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項、使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役は、内部監査部門等の社員に監査業務に必要な事項を指示することができるものとし、その者はこの指示に関して、取締役、各部門長の指揮命令を受けないものとし、これを周知徹底する。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・監査役は、経営会議その他重要な会議等に自由に出席できるものとし、各役職員からも業務執行に関する速やかな報告を受けられるものとする。
 - ・当社及び子会社の役職員は、法令や定款に違反する事実、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼすリスク等に関し、当社監査役に報告する。
 - ・当社及び子会社の役職員が、監査役への報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。
- ⑧ 監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役と取締役社長は、定期的に意見交換を行う。また、顧問弁護士、会計監査人から、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- ⑨ 当社の監査役が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査役が職務の執行について生ずる費用又は債務は、監査役からの請求に基づき、当社にて速やかに処理する。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、「倫理行動指針」、「倫理行動規範」、「リスク管理/法令遵守マニュアル」、「事業継続計画」等を制定し必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

諸規則の遵守や業務プロセスの適正な実施等については、内部監査計画に基づき、業務監査を実施し、適正に運用されております。

(注) 本事業報告に記載の百万円単位の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	39,268,428	流動負債	9,861,992
現金及び預金	18,517,552	支払手形及び買掛金	5,941,753
受取手形及び売掛金	14,516,220	リース債務	65,217
商品及び製品	814,573	未払金	1,240,168
仕掛品	1,432,716	未払法人税等	854,533
未成工事支出金	134,226	賞与引当金	215,843
原材料及び貯蔵品	3,582,843	役員賞与引当金	61,050
前渡金	13,489	製品保証引当金	14,094
前払費用	222,623	その他	1,469,330
その他	77,772		
貸倒引当金	△ 43,589	固定負債	3,484,965
固定資産	18,510,824	リース債務	127,087
有形固定資産	13,439,817	役員退職慰労引当金	359,525
建物及び構築物	3,825,537	退職給付に係る負債	2,984,324
機械装置及び運搬具	989,698	その他	14,028
工具器具及び備品	188,855		
土地	7,444,602	負債合計	13,346,958
リース資産	159,174	(純資産の部)	
建設仮勘定	831,949	株主資本	39,899,402
無形固定資産	491,377	資本金	4,475,000
ソフトウェア	321,491	資本剰余金	4,395,060
リース資産	16,372	利益剰余金	31,701,118
その他	153,512	自己株式	△ 671,776
投資その他の資産	4,579,629	その他の包括利益累計額	64,320
投資有価証券	1,951,354	その他有価証券評価差額金	161,566
繰延税金資産	1,187,802	繰延ヘッジ損益	△ 1,262
退職給付に係る資産	358,044	為替換算調整勘定	28,014
その他	1,198,981	退職給付に係る調整累計額	△ 123,998
貸倒引当金	△ 116,553	非支配株主持分	4,468,571
		純資産合計	44,432,295
資産合計	57,779,253	負債及び純資産合計	57,779,253

連結損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

科 目	金 額
	千円
売上高	39,980,868
売上原価	22,305,602
売上総利益	17,675,266
販売費及び一般管理費	13,139,487
営業利益	4,535,779
営業外収益	
受取利息及び配当金	67,270
その他	120,947
営業外費用	
支払利息	6
売上割引	81,640
その他	27,146
経常利益	4,615,204
特別利益	
固定資産売却益	1,177
特別損失	
固定資産除売却損	6,136
投資有価証券評価損	113,918
税金等調整前当期純利益	4,496,326
法人税、住民税及び事業税	1,463,047
法人税等調整額	58,101
当期純利益	2,975,178
非支配株主に帰属する当期純利益	75,143
親会社株主に帰属する当期純利益	2,900,034

連結株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年1月1日残高 (千円)	4,475,000	4,395,016	29,345,898	△671,195	37,544,720
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△544,814		△544,814
親会社株主に帰属する当期純利益			2,900,034		2,900,034
自己株式の取得				△627	△627
自己株式の処分		43		46	89
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (千円)	—	43	2,355,219	△580	2,354,682
2020年12月31日残高 (千円)	4,475,000	4,395,060	31,701,118	△671,776	39,899,402

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
2020年1月1日残高 (千円)	345,793	192	24,834	△139,265	231,554	4,420,992	42,197,266
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△544,814
親会社株主に帰属する 当期純利益							2,900,034
自己株式の取得							△627
自己株式の処分							89
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	△184,226	△1,454	3,179	15,267	△167,233	47,579	△119,654
連結会計年度中の変動額合計 (千円)	△184,226	△1,454	3,179	15,267	△167,233	47,579	2,235,028
2020年12月31日残高 (千円)	161,566	△1,262	28,014	△123,998	64,320	4,468,571	44,432,295

連 結 注 記 表

〔継続企業の前提に関する注記〕

該当事項はありません。

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕

1. 連結の範囲に関する事項

子会社のうち富士変速機株式会社、立川機工株式会社、立川装備株式会社、立川布帛工業株式会社、滋賀立川布帛工業株式会社、タチカワサービス株式会社、タチカワトレーディング株式会社および立川窗飾工業（上海）有限公司 8社が連結の範囲に含まれております。

なお、子会社のうち株式会社タチカワシルキーハウス他 1社は連結の範囲に含まれておりません。非連結子会社 2社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社については当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、非連結子会社に対する投資については持分法を適用せず、原価法で評価しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 重要な会計方針

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法による）

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法

② デリバティブ…………… 時価法

③ たな卸資産…………… 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ただし、富士変速機株式会社の未成工事支出金および立川装備株式会社は個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）… 当社および国内連結子会社は定率法 ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法 在外連結子会社は定額法

② 無形固定資産（リース資産を除く）… ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産…………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金…………… 売上債権その他これに準ずる債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…………… 従業員賞与の支給に充てるため、翌連結会計年度の支給見込額のうち当連結会計年度の負担すべき金額を計上しております。

役員賞与引当金…………… 役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

製品保証引当金	製品保証に伴う費用の支出に備えるため、過去の実績率に基づいて算出した見積額および特定の製品に対する個別に算出した発生見込額を計上しております。
役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれの発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- ③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ④ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を行っております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約取引
ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務および外貨建予定取引
 - ③ ヘッジ方針

将来の為替相場の変動リスクをヘッジするため、通常業務を遂行する上で将来発生する外貨建資金需要を踏まえ、必要な範囲内で為替予約取引を行っております。
 - ④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象が対応していることを確認することにより、有効性を評価しております。
- (6) 消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。

5. 表示方法の変更

該当事項はありません。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

有形固定資産の減価償却累計額 23,623,039千円

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式数 普通株式 20,763,600株
- (2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
- ①2020年3月27日の定時株主総会において、次の通り決議しております。
- | | |
|----------|-------------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 配当金の総額 | 350,238千円 |
| 1株当たり配当額 | 18.00円 |
| 基準日 | 2019年12月31日 |
| 効力発生日 | 2020年3月30日 |
- ②2020年8月4日の取締役会において、次の通り決議しております。
- | | |
|----------|------------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 配当金の総額 | 194,576千円 |
| 1株当たり配当額 | 10.00円 |
| 基準日 | 2020年6月30日 |
| 効力発生日 | 2020年9月7日 |
- (3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
- 2021年3月30日の定時株主総会において、次の通り付議する予定であります。
- | | |
|----------|-------------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 配当金の総額 | 369,688千円 |
| 1株当たり配当額 | 19.00円 |
| 基準日 | 2020年12月31日 |
| 効力発生日 | 2021年3月31日 |

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、原則として自己資金で賄う方針であります。デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスクの管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、当社の「得意先信用管理規程」に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制をとっております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業等の株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。また、その一部には、輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、「デリバティブ取引取扱細則」に基づき、外貨建取引における為替相場の変動リスクをヘッジするため通常業務を遂行する上で将来発生する外貨建資金需要を踏まえ、必要な範囲内で為替予約を行っております。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2) 参照）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金及び預金	18,517,552	18,517,552	—
(2) 受取手形及び売掛金	14,516,220	14,516,220	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	1,899,080	1,899,080	—
(4) 支払手形及び買掛金	(5,941,753)	(5,941,753)	—
(5) 未払金	(1,240,168)	(1,240,168)	—
(6) デリバティブ取引(※2)	(1,819)	(1,819)	—

(※1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次の通りであります。

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
為替予約等の振当処理	為替予約取引 米ドル受取、円支払	外貨建債権債務 外貨建予定取引	183,677	—	△1,819	取引先金融機関から提示された価格等によっております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額52,273千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

【賃貸等不動産に関する注記】

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

【1株当たり情報に関する注記】

(1) 1株当たり純資産額	2,053円 92銭
(2) 1株当たり当期純利益	149円 04銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

【その他の注記】

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月4日

立川ブラインド工業株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 泉 淳 一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉 江 俊 志 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、立川ブラインド工業株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、立川ブラインド工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	27,018,022	流動負債	7,597,991
現金及び預金	10,474,570	支払手形	3,108,568
受取手形	3,074,975	買掛金	1,406,954
電子記録債権	3,661,447	リース債	42,355
売掛金	5,342,964	未払金	1,074,680
商品及び製品	507,998	未払費用	32,115
仕掛品	791,732	未払法人税等	611,180
原材料及び貯蔵品	2,929,816	前受り金	8,654
前払費用	191,398	前受り	352,654
その他の金	44,329	前受り	11,159
貸倒引当金	△ 1,210	賞与引当金	154,260
固定資産	15,206,198	役員賞与引当金	35,600
有形固定資産	9,587,341	未払消費税等	406,346
建物	2,667,517	設備支払手形	344,488
構築物	105,466	その他	8,972
機械及び装置	386,414	固定負債	2,751,720
車両及び運搬具	1,467	リース債務	84,303
工具器具及び備品	104,375	退職給付引当金	2,329,686
土地	5,391,194	役員退職慰労引当金	327,730
リース資産	98,955	その他	10,000
建設仮勘定	831,949	負債合計	10,349,712
無形固定資産	427,120	(純資産の部)	
借地権	36,531	株主資本	31,696,082
ソフトウェア	266,392	資本	4,475,000
ソフトウェア仮勘定	34,870	資本剰余金	4,395,060
リース資産	16,372	資本準備金	4,395,000
施設利用権	72,953	その他資本剰余金	60
投資その他の資産	5,191,737	利益剰余金	23,497,798
投資有価証券	1,654,672	利益準備金	464,073
関係会社株	1,757,176	その他利益剰余金	23,033,725
破産更生債権等	9,750	土地圧縮積立金	665,582
長期前払費用	107	償却資産圧縮積立金	37,403
繰延税金資産	675,865	別途積立金	19,420,000
差入保証金	459,602	繰越利益剰余金	2,910,739
積立保険料	401,725	自己株式	△ 671,776
その他	288,716	評価・換算差額等	178,426
貸倒引当金	△ 55,880	その他有価証券評価差額金	178,426
資産合計	42,224,221	純資産合計	31,874,509
		負債及び純資産合計	42,224,221

損 益 計 算 書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

科 目	金	額
	千円	千円
売 上 高		31,396,362
売 上 原 価		16,883,990
売 上 総 利 益		14,512,372
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,224,017
営 業 利 益		3,288,354
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	350,676	
そ の 他	187,235	537,912
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4	
そ の 他	149,900	149,905
経 常 利 益		3,676,360
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	5,462	5,462
税 引 前 当 期 純 利 益		3,670,898
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,138,688	
法 人 税 等 調 整 額	29,897	1,168,585
当 期 純 利 益		2,502,312

株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

	株主資本							評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他 利益剰余金				
2020年1月1日残高 (千円)	4,475,000	4,395,000	16	464,073	21,076,226	△671,195	29,739,122	380,944	30,120,066
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					△544,814		△544,814		△544,814
当期純利益					2,502,312		2,502,312		2,502,312
自己株式の取得						△627	△627		△627
自己株式の処分			43			46	89		89
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)								△202,517	△202,517
事業年度中の変動額合計 (千円)	—	—	43	—	1,957,498	△580	1,956,960	△202,517	1,754,443
2020年12月31日残高 (千円)	4,475,000	4,395,000	60	464,073	23,033,725	△671,776	31,696,082	178,426	31,874,509

その他利益剰余金の内訳

	土地 圧縮積立金	償却資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	合計
2020年1月1日残高 (千円)	665,582	39,443	17,670,000	2,701,201	21,076,226
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△544,814	△544,814
当期純利益				2,502,312	2,502,312
積立金等の積立		1,019	1,750,000	△1,751,019	—
積立金等の取崩		△3,059		3,059	—
事業年度中の変動額合計 (千円)	—	△2,039	1,750,000	209,537	1,957,498
2020年12月31日残高 (千円)	665,582	37,403	19,420,000	2,910,739	23,033,725

個 別 注 記 表

〔継続企業の前提に関する注記〕

該当事項はありません。

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 子会社株式および関連会社株式…… 移動平均法による原価法
 その他有価証券
 時価のあるもの…………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法による)
 時価のないもの…………… 移動平均法による原価法
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 たな卸資産…………… 総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 有形固定資産(リース資産を除く)… 定率法
 ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法
 無形固定資産(リース資産を除く)… ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法
 リース資産…………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- (4) 引当金の計上基準
 貸倒引当金…………… 売上債権その他これに準ずる債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 賞与引当金…………… 従業員賞与の支給に充てるため、翌期の支給見込額のうち当期の負担すべき金額を計上しております。
 役員賞与引当金…………… 役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。
 数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌年から費用処理することとしております。
 役員の退職慰労金支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (5) 退職給付に係る会計処理…………… 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (6) 消費税等の会計処理…………… 税抜方式を採用しております。

〔表示方法の変更〕

該当事項はありません。

〔貸借対照表に関する注記〕

(1) 関係会社に対する金銭債権及び債務	短期金銭債権	490,519千円
	短期金銭債務	852,982千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	長期金銭債権	190,560千円
		16,733,742千円

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高	売上高	1,717,866千円
	仕入高	7,289,824千円
	販売費及び一般管理費	163,994千円
	営業取引以外の取引高	368,995千円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度末における自己株式数	普通株式	1,306,325株
-----------------	------	------------

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

固定の部

繰延税金資産

たな卸資産評価損	156,138千円
賞与引当金	47,234千円
未払事業税	43,895千円
未払賞与	61,210千円
退職給付引当金	713,350千円
譲渡損益調整勘定	118,935千円
減損損失	78,857千円
役員退職慰労引当金	100,350千円
その他	81,595千円
繰延税金資産小計	1,401,568千円
評価性引当額	△337,602千円
繰延税金資産合計	1,063,966千円
繰延税金負債との相殺	△388,100千円
繰延税金資産の純額	675,865千円

繰延税金負債

償却資産圧縮積立金	293,746千円
土地圧縮積立金	15,607千円
その他有価証券評価差額金	78,746千円
繰延税金負債合計	388,100千円
繰延税金資産との相殺	△388,100千円
繰延税金負債の純額	一千円

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

該当事項はありません。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

子会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容(注1)	取引金額(注2)	科目	期末残高
子会社	立川機工株式会社	所有 直接100.0%	ブライント、間仕切等の部品およびカーテンレールの購入 建物の賃貸借	原材料および商品の購入	3,235,017	買掛金	305,093

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格から算定した価格および提示された総原価を検討の上、決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

(1) 1株当たり純資産額 1,638円 18銭

(2) 1株当たり当期純利益 128円 60銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

〔その他の注記〕

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年2月4日

立川ブラインド工業株式会社

取締役会 御 中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 泉 淳 一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉 江 俊 志 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、立川ブラインド工業株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と情報の交換を図り、会計監査人の監査講評会に同席する等運営状況の把握に努めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と情報の交換を図り、会計監査人の監査講評会に同席する等運営状況の把握に努めました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について随時報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、財務報告に係る内部統制につきましては、取締役等及び太陽有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、なお且つ「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月4日

立川ブラインド工業株式会社 監査役会

常勤監査役 八角 和 ㊟

社外監査役 杉原 麗 ㊟

社外監査役 芹澤 眞澄 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務基盤の強化と高収益性の実現による持続的成長の為、内部留保を充実させ将来の事業展開に備えると共に、企業価値および株主価値を向上させることを目的として、業績に応じた配当を適宜判断し行う方針としております。

このような基本方針のもと、当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績と、株主の皆様に対する利益還元を踏まえ、1株につき19円とさせていただきますと存じます。これにより、中間配当金を加えた年間配当金は、1株につき29円となります。

1 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき	金19円
配当総額	369,688,225円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年3月31日

2 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金	1,550,000,000円
-------	----------------

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	1,550,000,000円
---------	----------------

第2号議案 定款一部変更の件

1 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して、補欠監査役の選任決議の有効期限を定めるため、現行定款第29条（員数および選任方法）について所要の変更を行うものであります。

2 変更の内容

現行定款の一部と変更の内容は、次のとおりであります。

(変更箇所は下線部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第28条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会 (員数および選任方法)</p> <p>第29条 当社の監査役は5名以内とし、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第30条～第41条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第28条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会 (員数および選任方法)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第30条～第41条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

（※印は、新任の取締役候補者であります）

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する 当社の株式数
1	立川光威 (1953年6月25日生)	1996年3月 当社取締役 1996年5月 当社代表取締役社長、現在に至る 1997年10月 (有)立川恒産代表取締役社長、現在に至る 1998年4月 更生保護法人立川更生保護財団理事長、 現在に至る 2004年6月 立川窗飾工業(上海)有限公司董事長	498,000株
2	池崎久也 (1966年2月14日生)	2009年10月 当社経営企画室営業企画部長 2010年6月 当社営業推進部長 2014年10月 当社東京支店第一営業部長 2016年1月 当社東京支店第二営業部長 2016年12月 当社福岡支店長 2018年9月 当社営業推進部長 2019年3月 当社取締役営業推進部長 2019年7月 当社取締役営業部門担当兼マーケティング本部長、現在に至る	1,900株
3	小野寿也 (1965年4月20日生)	2012年1月 当社経理部長 2013年8月 当社人事部部長 2017年3月 当社業務部長 2018年12月 当社人事部部長 2019年3月 当社取締役人事部部長 2020年3月 当社取締役管理本部長兼人事部部長 2020年8月 当社取締役管理本部長 2020年9月 当社取締役管理本部長兼経理部長 タチカワサービス㈱代表取締役社長、現在に至る 2021年1月 当社取締役管理本部長兼社長室長、現在に至る	1,100株
4	金箱聡 (1964年3月28日生)	2013年3月 当社取締役管理本部長兼社長室長 2017年8月 当社取締役辞任 2017年9月 立川機工㈱取締役管理部長 2018年1月 当社社長室長 2018年3月 当社秘書室長兼監査室長 2019年12月 当社社長室長 2020年3月 当社取締役社長室長 2020年6月 当社取締役社長室長兼経理部長 2020年9月 当社取締役製造本部長代行兼社長室管掌 2020年12月 当社取締役製造本部長代行兼製造管理部長、現在に至る	5,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する 当社の株式数
5	かみ うえ ぞの けい すけ 神上 園 圭 介 (1965年7月6日生)	2011年5月 当社法人営業部第二営業部長 2014年2月 当社法人営業部営業部長 2017年1月 当社東京法人支店営業部長 2018年11月 当社開発営業部長 2019年12月 当社法人営業統括 開発営業部長 2020年3月 当社取締役法人営業統括 開発営業部長 2021年2月 当社取締役首都圏法人営業統括兼東京法人支店長、現在に至る	1,900株
6	※ たち かわ は じめ 立川 孟 視 (1990年6月29日生)	2013年4月 当社入社 2019年7月 当社販売促進部長、現在に至る	6,185株
7	みや もと みゐる 宮 本 實 (1955年7月18日生)	1978年9月 警視庁警察官採用 2008年8月 調布警察署長 2014年3月 本所警察署長 2015年8月 警視庁退職 2015年10月 三井不動産リアルティ(株)調査役、 現在に至る 2019年3月 当社取締役、現在に至る	一株

- (注) 1. 各候補者と会社との間にいずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の所有する当社株式数は、2020年12月31日現在の状況を記載しております。
なお、取締役候補者の立川孟視氏の所有する当社株式数は、タチカワ社員持株会を通じての保有分が含まれております。
3. 宮本氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は宮本氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 宮本氏を社外取締役候補者とした理由は、警視庁において要職を務められ、人格、識見等から適任と判断したためであります。
5. 宮本氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
6. 宮本氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度は、法令の定める最低限度額であります。
7. 当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年10月に更新の予定であります。本議案でお諮りする再任の候補者については、選任後も引き続き被保険者となり、新任の候補者については選任をもって被保険者となります。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はない。

②填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは

当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由がある。

③役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしている。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位	所有する 当社の株式数
くりはら ひとし 栗原 斉 (1960年8月16日生)	1983年5月 当社入社	5,100株
	2007年1月 当社情報システム部長	
	2013年8月 当社経理部長	
	2016年4月 当社業務部長	
	2016年9月 当社総務部長	
	2017年3月 タチカワサービス㈱代表取締役社長	
	2018年3月 当社取締役管理本部長兼人事部長	
	2018年12月 当社取締役管理本部長兼総務部長	
	2019年3月 当社取締役管理本部長兼情報システム部長	
	2019年12月 当社取締役管理本部長	
	2020年3月 当社取締役経理部長	
	2020年6月 当社取締役経営企画室長兼経理部長	
	2020年7月 当社取締役監査室長、現在に至る	

- (注)
- 候補者と会社との間に特別な利害関係はありません。
 - 補欠監査役候補者の所有する当社株式数は、2020年12月31日現在の状況を記載しております。
 - 当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、栗原斉氏が就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はない。

②填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由がある。

③役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしている。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

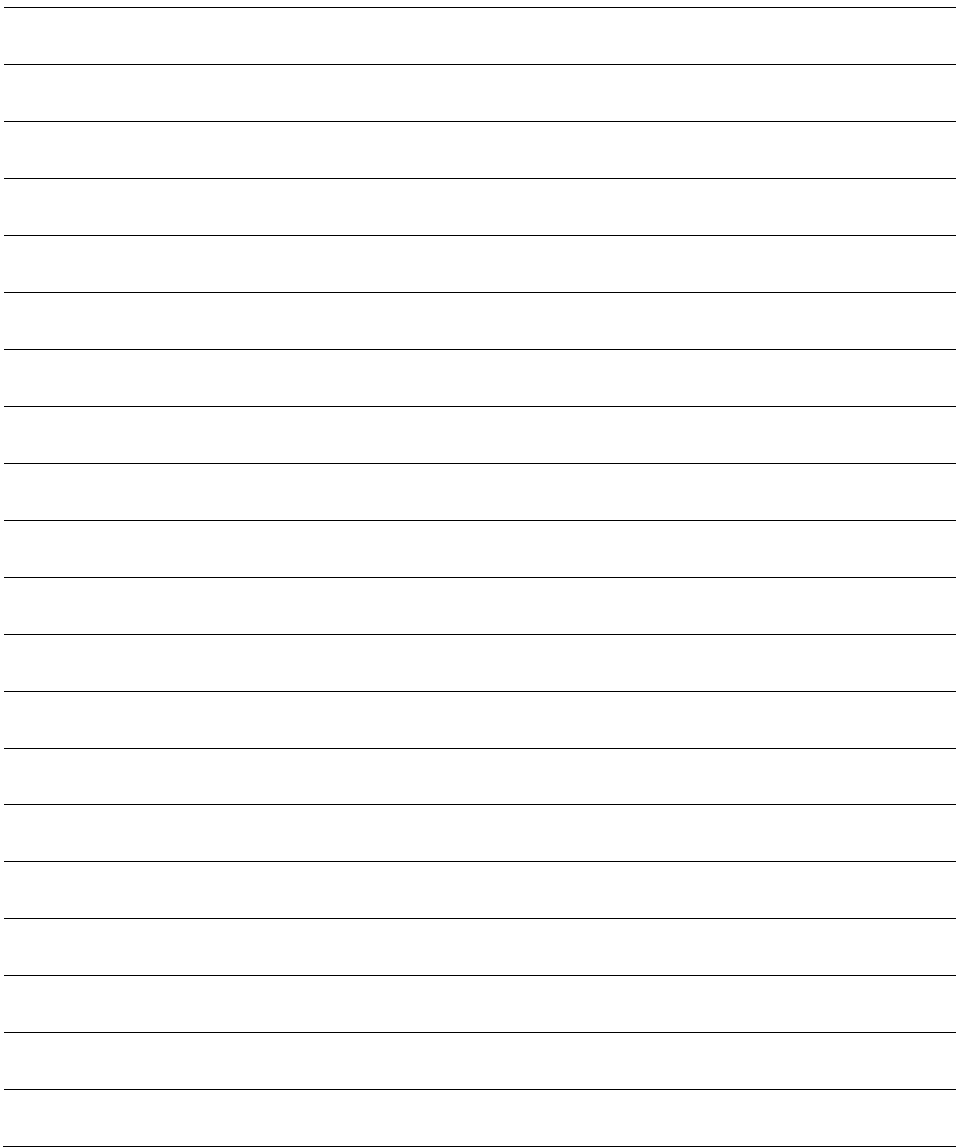
本株主総会終結の時をもって取締役を退任されます竹中伸也氏及び栗原斉氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める内規に従い、その範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈時期および方法等は、取締役会にご一願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
たけ 竹 <small>なか 中 のぶ 伸 や 也</small>	2007年3月 当社取締役就任 2016年4月 当社常務取締役就任、現在に至る
くり 栗 <small>はら 原 ひとし 斉</small>	2018年3月 当社取締役就任、現在に至る

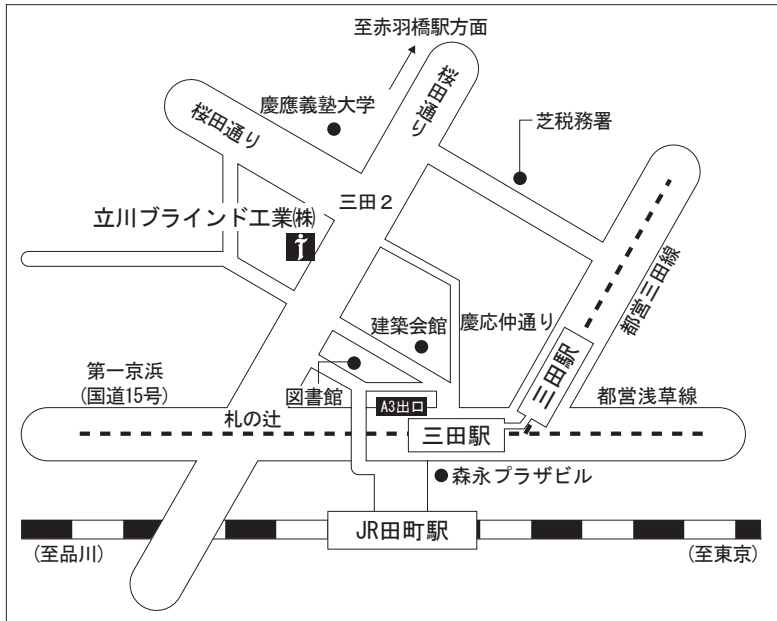
以 上



定時株主総会会場ご案内

会 場 当社本社 3階会議室

東京都港区三田三丁目1番12号
TEL (03) 5484-6140 (総務部)



●交通のご案内●

- J R 山手線・京浜東北線田町駅三田口より徒歩5分
 - 都営地下鉄 三田線・浅草線三田駅A3出口より徒歩5分
 - 大江戸線赤羽橋駅赤羽橋口出口より徒歩10分
- 駐車場はございませんので、公共の交通機関をご利用ください。